

かあたび
ほっかいどう令和5年1月6日
帯広開発建設部

十勝川水系河川整備計画の検討を進めます

～「十勝川流域委員会（第14回）」を開催～

北海道開発局では、十勝川水系河川整備計画の見直しを進めるにあたり、学識経験者の方々から御意見を頂くため「十勝川流域委員会」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

北海道開発局では、令和4年9月9日に公表した十勝川水系河川整備基本方針変更を踏まえ、十勝川水系河川整備計画の変更を検討しております。検討を進めるにあたり、河川法第16条の2第3項の規定に基づき学識経験者から御意見を頂くため「十勝川流域委員会（第14回）」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1. 日 時：令和5年1月11日（水）10：00～12：00
2. 場 所：帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎
本庁舎3階 共用会議室1～3（対面+Webexによる併用開催）
3. 議 題：十勝川水系河川整備計画の変更について
4. 委 員：別紙のとおり
5. その他：
 - ・本検討会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB上（Webex）での傍聴のみとさせていただきます。
 - ・WEB傍聴を希望される方は、1月10日（火）12：00までに以下枠内のとおりメールにてご連絡ください。期日までにご連絡いただいた方にWEB会議のURL（Webex）を送付いたします。

件名：【WEB傍聴希望】十勝川流域委員会

本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話番号及びメールアドレス）

※傍聴希望メールの宛先：hkd-ob-river01@gxb.mlit.go.jp

- ・回線容量の都合上、送付したURLは申込者限りとし、譲渡や公開等はいししないでください。また、映像等を録画、録音、転載、複写はしないでください。
- ・委員会資料及び議事概要は、後日、帯広開発建設部のホームページに掲載予定です。
- ・報道用として委員会の写真データが必要な場合は、以下の問合せ先に連絡いただければ提供します。

* 河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

〔参考〕 帯広開発建設部ホームページ（十勝川水系河川整備計画）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/kds/ct111r00000096jz.html>

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

特定治水事業対策官 長谷川 武春（電話番号 0155-24-4105 ダイヤルイン）

治水課 流域計画官 猪子 長（電話番号 0155-24-4105 ダイヤルイン）

帯広開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html>

